

基幹インフラ制度への医療分野の追加に係る検討状況等について

令和 7 年 6 月 2 日

【ご議論いただきたい事項】

1. 医療分野の追加に関する検討状況

【報告事項】

1. 港湾運送分野の追加に伴う事業者の新規指定
2. 一般貨物自動車運送事業の指定基準等の見直し

医療分野の追加について

経緯

- 基幹インフラ制度への**医療分野の追加**については、第11回経済安全保障法制に関する有識者会議（令和6年12月24日）において、以下の方針で検討を進め、速やかに必要な対応を行うこととされた。
 - ① **支払基金については**、基幹インフラ制度の対象となり得る**特定重要設備等の検討を行い、令和7年度夏までに結論を得る。**
 - ② **個別の医療機関については**、基幹インフラ制度の対象となり得る**医療機関や特定重要設備等の検討を行い、令和7年度夏までに結論を得る。**

医療DX（支払基金）について

- **社会保険診療報酬支払基金**は、主に診療報酬の審査・支払業務を行っているが、**医療DXの推進にあたって中心的役割を果たし、電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋管理サービス、オンライン資格確認等システムの開発・運用主体となる予定。**これにより、多くの医療情報が集積され、医師による診療に活用されるなど、より質の高い医療の提供に繋がる。
- 医療DXが普及・浸透していくことを踏まえると、電子カルテ情報共有サービス・電子処方箋管理サービス、およびその基盤となるオンライン資格確認等システムが停止した場合、**医療機関や薬局で円滑な診療・服薬指導等の安定的な医療の提供に支障が生じ、「広範囲又は大規模な社会的混乱」が生じると考えられる。**
- そのため、**支払基金**を特定社会基盤事業者とし、**電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋管理サービス、オンライン資格確認等システムに係る設備**を特定重要設備とすることを念頭に制度改正に向けた検討を進める。

電子カルテ情報共有サービス

全国の医療機関・薬局をつなぐオンライン資格確認等システムのネットワークを活用し、医療機関や薬局等との間で電子カルテ情報を共有する仕組み。

電子処方箋管理サービス

電子的に処方箋の運用を可能とする仕組み。この仕組みにより、薬の処方・調剤の際に、患者が直近で処方・調剤された内容の閲覧や、当該データを活用した重複投薬等チェックの結果確認が可能となる。

オンライン資格確認等システム

マイナンバーカードのICチップ等により、オンラインで資格情報の確認ができるシステム

個別の医療機関について

- 近年、医療機関へのサイバー事案が続いており、また、医療DXの推進により医療機関においてデジタル化・ネットワーク化が見込まれるため、特定妨害行為としてサイバー攻撃を受けた場合、システム上の影響が大きくなり、**安定的な医療提供にも支障が生じることが考えられる。**
- このため、医療機関については、特定社会基盤事業者の指定基準の考え方である**事業規模及び代替可能性**の観点から総合的に検討を行い、**高度な医療（救命・災害医療等を含む。）を提供する能力等を有する医療機関**を特定社会基盤事業者とすることを念頭に制度改正に向けた検討を進める。**具体的な対象医療機関については、事業者の規模（病床数）や地域分布、役割などを踏まえ、今後検討**する。
- 特定重要設備については、**医療機関の役務を安定的に提供する上での役割・重要性等の観点から**、引き続き検討。

【ご議論いただきたい事項】

1. 医療分野の追加に関する検討状況

【報告事項】

1. 港湾運送分野の追加に伴う事業者の新規指定

2. 一般貨物自動車運送事業の指定基準等の見直し

港湾運送分野の追加に伴う事業者の新規指定について

- **令和5年7月の名古屋港のサイバー攻撃事案の発生**を受け、港湾運送役務の安定的な提供の確保を図るため、特定社会基盤事業として**一般港湾運送事業を追加する法改正**を令和6年に行い、**令和7年4月1日に施行**。
- 国土交通省において、**令和7年5月1日**に特定社会基盤事業者として**32者を指定**。6月間の経過措置期間を経て、**令和7年11月2日より届出義務の適用開始**。

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業の 指定（政令）	特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定重要設備 （省令）
一般港湾運送事業	年間コンテナ取扱量が80万個（TEU※）以上の港湾のコンテナターミナルでコンテナ荷役を行う者 ※TEU:20フィートのコンテナに換算したコンテナ取扱量 ・コンテナ取扱量の多い5港湾を対象に設定 ※京浜港（東京港、川崎港、横浜港） 名古屋港、大阪港、神戸港、博多港 ・日本全体のコンテナ取扱量の約3/4をカバー	ターミナルオペレーションシステム（TOS） ※対象となる港湾において使用するものに限る。 ターミナルオペレーションシステムとは、コンテナターミナルにおいて、以下を総合的に行う情報処理システム ① 船舶へのコンテナの積込に関する計画の作成 ② コンテナの配置計画の作成 ③ コンテナの配置の状況の管理

特定社会基盤事業者として指定された者（一般港湾運送事業）

○ 港湾別の特定社会基盤事業者（令和7年5月1日指定） 計32者（重複除く）

京 浜 港	東京 12者	東海運(株)、伊勢湾海運(株)、(株)宇徳、(株)上組、山九(株)、鈴江コーポレーション(株)、(株)住友倉庫、第一港運(株)、(株)ダイトーコーポレーション、日本通運(株)、三井倉庫(株)、(株)ユニエックスNCT
	横浜 14者	(株)宇徳、(株)上組、山九(株)、鈴江コーポレーション(株)、(株)住友倉庫、(株)ダイトーコーポレーション、東京国際埠頭(株)、(株)日新、日本通運(株)、丸全昭和運輸(株)、三井倉庫(株)、三菱倉庫(株)、(株)ユニエックスNCT、京濱港運(株)
	川崎 1者	東洋埠頭(株)
名古屋港 9者	旭運輸(株)、伊勢湾海運(株)、(株)上組、東海協和(株)、日本通運(株)、(株)フジトランスコーポレーション、三井倉庫(株)、三菱倉庫(株)、名港海運(株)	
大阪港 11者	(株)上組、近畿港運(株)、山九(株)、商船港運(株)、(株)住友倉庫、(株)辰巳商会、(株)日新、日東物流(株)、三井倉庫港運(株)、三菱倉庫(株)、郵船港運(株)	
神戸港 10者	(株)上組、山九(株)、商船港運(株)、(株)住友倉庫、ニッケル・エンド・ライオンズ(株)、(株)日新、日東物流(株)、三井倉庫(株)、三菱倉庫(株)、(株)ユニエックスNCT	
博多港 6者	(株)上組、(株)ジエネック、相互運輸(株)、日本通運(株)、博多港運(株)、三菱倉庫(株)	

【ご議論いただきたい事項】

1. 医療分野の追加に関する検討状況

【報告事項】

1. 港湾運送分野の追加に伴う事業者の新規指定

2. 一般貨物自動車運送事業の指定基準等の見直し

- 今般、一般貨物自動車運送事業について、事業環境や直近の実績など、指定基準を定めるための考慮要素に変更が生じたため、国土交通省において、**特定社会基盤事業者の指定基準等を見直す**こととした。
- また、一般貨物自動車運送事業者が有する特定重要設備として様々な形態のシステムが存在する実態を踏まえ、**特定重要設備の規定もあわせて見直す**こととした。
- **令和7年6月を目処**に改正国土交通省令を公布・施行予定。新たに指定基準を満たすこととなる事業者については、必要な手続を経て、特定社会基盤事業者に指定予定。

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業の 指定（政令）		特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者	特定重要設備 （省令）
旧	一般貨物自動車運送事業	・実車キロ、輸送トン、車両数のシェア：いずれも5%以上 - かつ ・全国に営業所を設置 ※それぞれのシェアのカバー率に着目し、その3割程度をカバーできる数値として設定。併せて全国に6万事業者存在する業界特性・振替輸送による代替可能性にも着目して設定。	ヤマト運輸株式会社 日本通運株式会社 佐川急便株式会社	・輸配送管理システム ※配送される貨物の中央管理を司ることから対象とする。
新	一般貨物自動車運送事業	・車両数：5000台以上 - かつ ・前年度における貨物の輸送実績から見て全国各地への貨物の輸送を行うことができると認められるものであること。 ※全国に6万事業者存在する業界特性・振替輸送による代替可能性の観点から、代替困難となる事業者を安定的に指定する基準として設定。	※上記のほか、改正後の省令で新たに指定基準を満たすこととなる事業者については、必要な手続を経て、特定社会基盤事業者に指定予定	・輸配送管理システム ※配送される貨物の中央管理を司ることから対象とする。 (①配車管理機能 又は ②運送状況の確認機能)

参考資料 (医療)

基幹インフラ制度への医療分野の追加に関する検討の経緯と今後の検討方針

第11回 経済安全保障法制に関する有識者会議（令和6年12月24日）資料6

- 基幹インフラ制度への医療分野の追加については、第9回経済安全保障法制に関する有識者会議（令和6年1月29日）及び第6回経済安全保障推進会議（令和6年1月30日）において、以下のとおりとされた。

① **個別の医療機関**については、特定社会基盤事業者として指定される者や、特定重要設備の対象となるシステムが想定されないことから、**基幹インフラ制度の対象としない方向**

② **医療DXに係るシステム**については、全国的なシステムである電子カルテ共有サービスや標準型電子カルテシステム等の検討を進める中で、**基幹インフラ制度の適用について引き続き検討**を行っていく

- 一方、改正経済安全保障推進法の**衆・参の附帯決議**や**経済財政運営と改革の基本方針2024**（令和6年6月21日閣議決定）では、**基幹インフラ制度の対象に追加することを検討すること**とされた。

- **基幹インフラ制度への医療分野の追加については**、近年、医療機関がサイバー攻撃を受けているところ、
 - ・ 今後、**医療DXの推進**や**それに伴う医療機関のシステム環境の変化**が見込まれること
 - ・ サイバー安全保障に関する有識者会議（※）で、**基幹インフラ等に関する情報共有の促進等が提言**されたことも踏まえ、**以下の方針で検討を進め、速やかに必要な対応を行う**。

（※）「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」

① **個別の医療機関については**、基幹インフラ制度の対象となり得る**医療機関や特定重要設備等の検討を行い、令和7年度夏までに結論を得る**。

② **支払基金（※）については**、基幹インフラ制度の対象となり得る**特定重要設備等の検討を行い、令和7年度夏までに結論を得る**。

（※）「社会保険診療報酬支払基金」。厚生労働省は、医療DXの推進に当たり、同基金を改組し、診療報酬等の審査支払機能に加え、医療DXに係るシステムの開発・運用主体とする予定。

○ 個別の医療機関について

- ・ 安定的な医療提供体制全体を脅かすリスクシナリオ（サプライチェーン・リスク等）
- ・ 基幹インフラ制度の対象として検討すべき医療機関
- ・ 基幹インフラ制度の対象として検討すべき特定重要設備等

○ 支払基金について

- ・ 支払基金が行う医療DX業務を脅かすリスクシナリオ（サプライチェーン・リスク等）
- ・ 基幹インフラ制度の対象として検討すべき特定重要設備等
- ・ 医療DXについて国のガバナンスが強化される支払基金のサイバーセキュリティ基本法に基づく「指定法人化」の方針

改正経済安保推進法における衆参の附帯決議及び骨太の方針2024

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(令和6年4月9日 衆議院内閣委員会)

- 一 医療DXの進歩を考慮して、基幹インフラ制度の対象に追加することを検討すること。
- 二～四 (略)

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(令和6年5月9日参議院内閣委員会)

- 一 (略)
- 二 医療DXの推進に関する取組を実施していく中で、セキュリティ対策の強化を図りながら、引き続き基幹インフラ制度の対象に追加することを精査、検討すること。
- 三～五 (略)

「経済財政運営と改革の基本方針2024」(令和6年6月21日閣議決定)

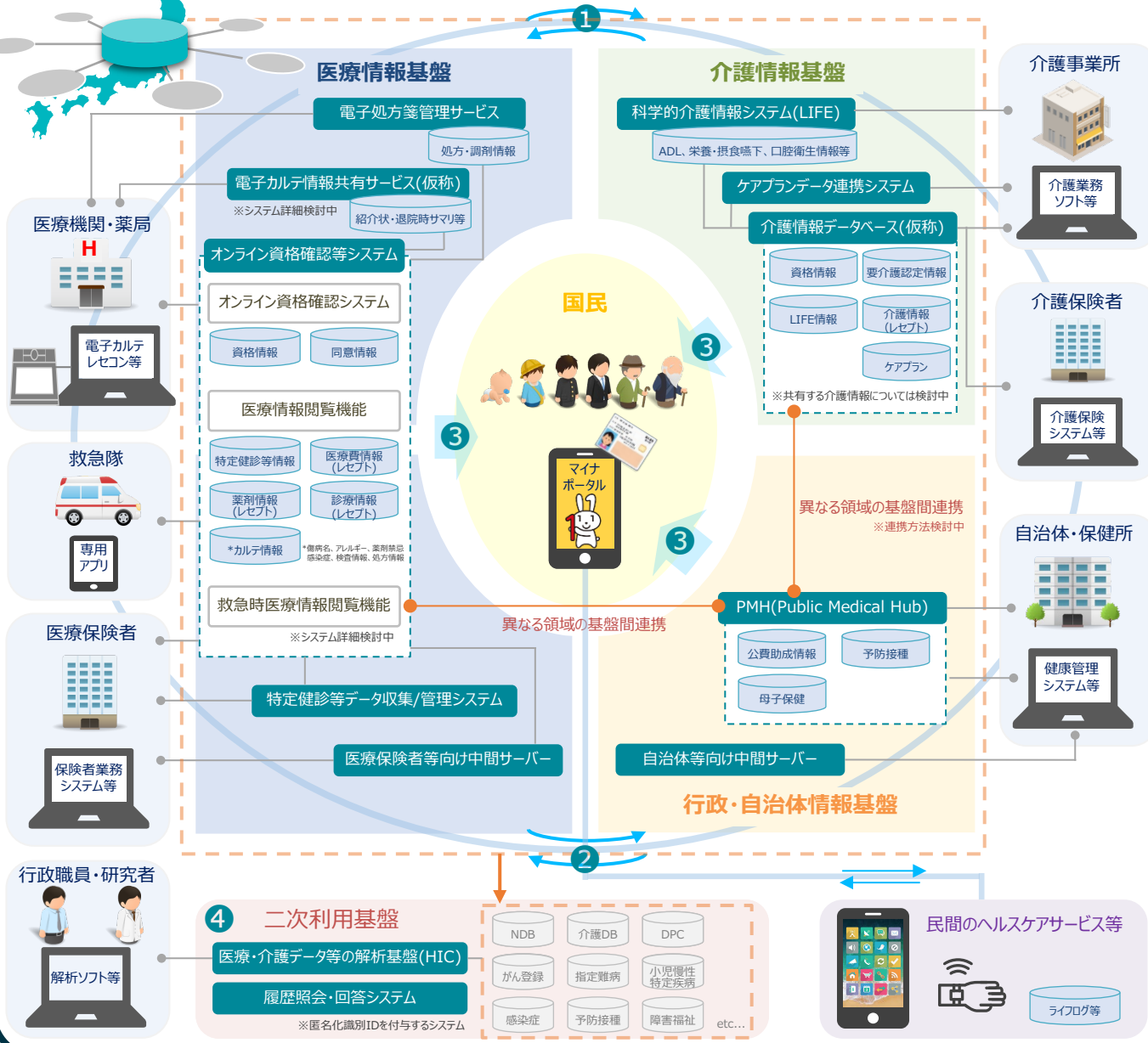
第2章 7. 持続的な経済成長の礎となる国際環境変化への対応

(2) 経済安全保障

法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化するとともに、同盟国・同志国等と連携しつつ、経済安全保障を確保する。国家安全保障局を司令塔とする政府全体での経済安全保障の推進体制を強化する。経済安全保障に資するインテリジェンス能力を強化するため、人的情報を含む情報の収集・分析に必要な体制を整備する。経済安全保障に関し、地方公共団体との連携に取り組む。産業が抱えるリスクを点検しつつ、経済安全保障推進法の着実な施行と取組の強化を行う。重要物資の供給上の課題について、不断の点検・評価を行った上で、国際連携による透明、強靱で持続可能なサプライチェーン構築を含め、安定供給確保のための施策を進める。先端的な重要技術を育成するとともに、国際協力推進に向けた技術流出対策、安全・安心に関するシンクタンクの設立準備を進める。基幹インフラ制度について、医療分野の追加を含む不断の検討を行う。国際通信における自律性向上を含め、重要なインフラの強靱化に取り組む。

(以下略)

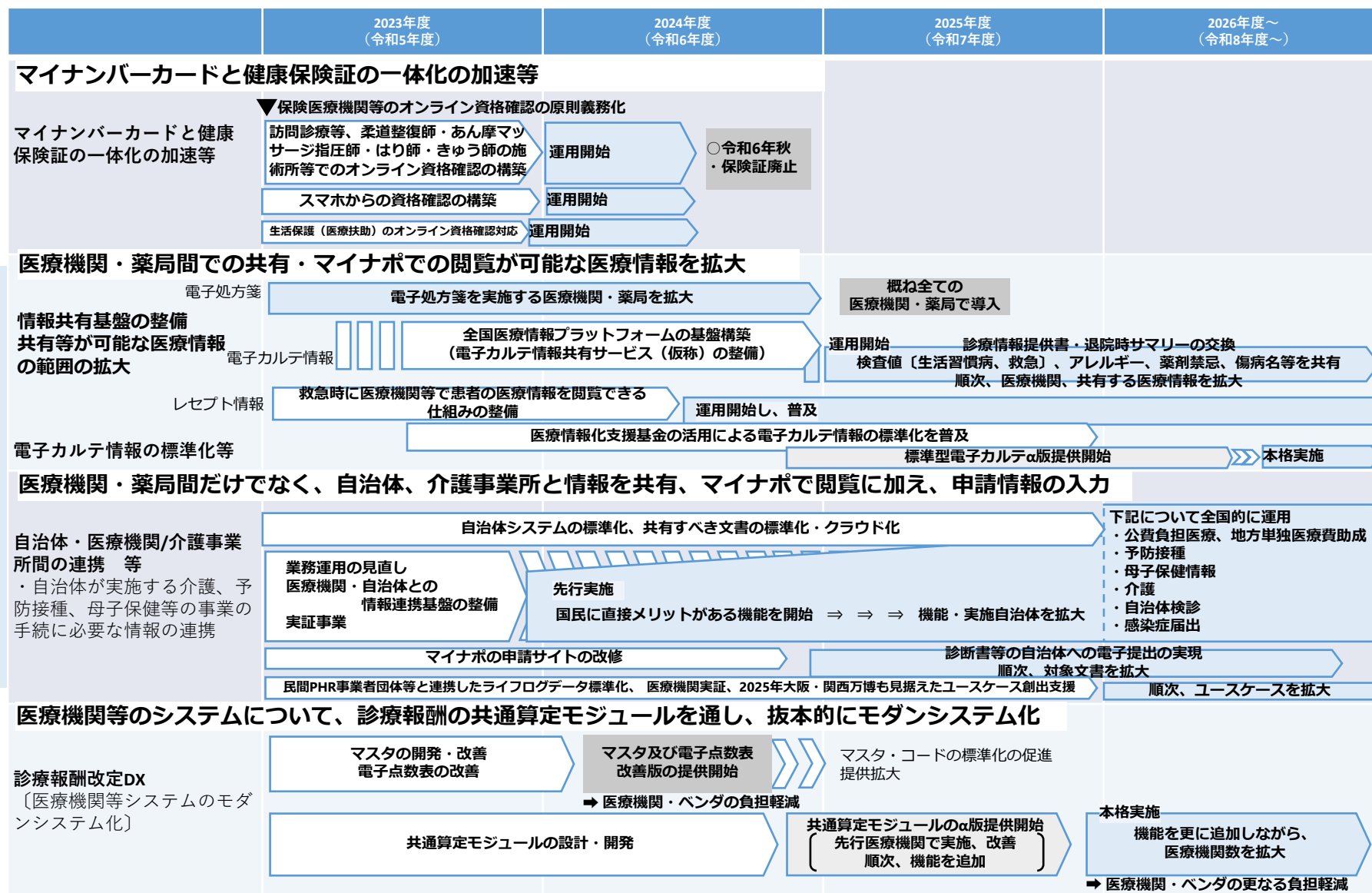
全国医療情報プラットフォーム



「医療DXのユースケース・メリット例」



医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕



社会保険診療報酬支払基金の改組について

④社会保険診療報酬支払基金の抜本改組

- 「医療 DX の推進に関する工程表」（令和 5 年 6 月 2 日医療 DX 推進本部決定）に基づき、**支払基金について、審査支払機能に加え、医療 DX に関するシステムの開発・運用主体の母体とし、抜本的に改組**する。
- 改組に当たっては、審査支払機能を適切に維持することを基本的な考え方とした上で、法人の名称、目的、業務及び組織体制について、以下の見直しを行うこととする。
 - i) 名称
法人の業務（診療報酬の審査支払業務と医療 DX 関連業務）を適切に表現した名称を検討する。併せて、医療 DX に関する有能な技術者を確保できるよう、医療 DX の実施主体として相応しい名称を検討する。
 - ii) 目的・業務
法人の目的に、医療 DX の推進及び医療 DX に関する基盤の整備・運営を位置づけるとともに、法人の本来の業務として、医療 DX 関連業務を位置づける。
 - iii) 組織体制
(中略)
- **支払基金が実施する医療 DX 関連業務に対する国のガバナンスを適切に発揮するため、国が「医療 DX 総合確保方針」（仮称）を定め、それに基づき、支払基金が「医療 DX 中期計画」（仮称）を策定することとする。**
- また、支払基金のサイバーセキュリティ対策の強化として、重大なサイバーセキュリティインシデントや情報漏洩等の発生時に、厚生労働大臣への報告を義務づけることとする。
- こうした改組に当たっては、支払基金が特別民間法人であるという点や審査支払業務に従事する職員の心情等に十分配慮すべきである。また、改組後の組織運営に要する費用の負担の在り方については、審査支払業務と医療 DX 関連業務の両方を担っていくこと等を踏まえて、検討すべきである。

参考資料 (港湾運送)

名古屋港統一ターミナルシステム(NUTS)概要

- ・コンテナの積みおろし作業、搬入・搬出等を一元的に管理するシステム
- ・5つのコンテナターミナルにおける荷役機械、ゲート等と連携している
- ・運用者は名古屋港運協会 名古屋港コンテナ委員会 ターミナル部会

経過

令和5年7月4日(火)午前6時30分

- ・ NUTSに障害が発生
- ・ 名古屋港の各コンテナターミナル(飛島北、飛島南、NCB、飛島南側、鍋田)のゲートを閉鎖し、コンテナ搬入・搬出作業を見合せ
- ・ 船舶の荷役については、紙ベースで継続実施

7月6日(木)午前7時30分

- ・ システムの復旧完了

7月6日(木)午後3時以降

- ・ コンテナ搬入・搬出作業再開に向けたデータ入力作業等が完了したコンテナターミナルから、順次コンテナ搬入・搬出作業を開始

7月7日(金)より

- ・ 通常どおり稼働開始

○障害の原因は不正プログラム(ランサムウェア※)への感染と想定される

※ランサムウェア:感染すると端末等に保存されているデータを暗号化して正常に動作しない状態にする不正プログラム

名古屋港のコンテナターミナル位置図



影響

令和5年7月4日から7月6日までの3日間において、

- 荷役スケジュールに影響が生じた船舶:37隻
- 搬入・搬出に影響があったコンテナ:約2万本(推計)

令和5年7月4日に発生した名古屋港のコンテナターミナルにおけるシステム障害を踏まえ、必要な情報セキュリティ対策等について検討を行うため、有識者等からなる委員会を設置。

有識者委員会における検討等

第1回 令和5年 7月31日	・名古屋港の事案の原因及び対応策の分析 ・システムを運用する名古屋港運協会等からのヒアリング
第2回 9月29日	中間取りまとめ①【緊急的対策】 (情報セキュリティ対策、システム障害発生時の対応策)
第3回 11月30日	中間取りまとめ②【制度的措置】 (サイバーセキュリティ政策及び経済安全保障政策における港湾の位置付け)
第4回 令和6年 1月24日	取りまとめ (港湾運送事業法、サイバーセキュリティ基本法及び経済安全保障推進法の観点から必要な制度的措置)
第5回 令和6年 11月21日	・情報セキュリティ対策等に関する制度的措置のフォローアップ ・一般港湾運送事業に係る経済安全保障推進法の基幹インフラ制度の運用開始に向けた指定基準等についての議論 ほか

検討委員会 委員

下線: 令和6年度から追加

(有識者)

岩井 博樹 株式会社サント 代表取締役
小野 憲司 京都大学経営管理大学院 客員教授 <委員長>
北尾 辰也 国土交通省最高情報セキュリティアドバイザー
椎木 孝斉 一般社団法人JPCERTコーディネーションセンター 理事
柴崎 隆一 東京大学大学院工学系研究科システム創成学専攻 准教授

(関係事業者等)

鎌田 裕司 名古屋港管理組合 専任副管理者(港湾管理者)
川村 操 三菱倉庫株式会社 常務執行役員(港湾運送事業者)
北田 彰 商船港運株式会社 取締役執行役員
(神戸国際コンテナターミナル)
戸谷 洋子 静岡県交通基盤部 港湾局長(港湾管理者)
中塚 勝弘 名古屋港運協会 常務理事
名村 悦郎 一般社団法人日本港運協会 理事
人見 伸也 横浜川崎国際港湾株式会社 代表取締役社長
(港湾運営会社連絡協議会 会長)

(行政関係者)

佐々木 明彦 内閣官房国家安全保障局
内閣府政策統括官(経済安全保障担当)付参事官(特定社会基盤役務担当)
杉本 貴之 内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター 内閣参事官
中山 泰宏 国土交通省総合政策局 情報政策課長
稲田 雅裕 国土交通省港湾局長

【参考】コンテナターミナルの機能提供に必要なシステムについて

